

肝炎定期検査費用助成のご案内

肝がんの原因は、ウイルス性肝炎が8割を占めています。
経過観察は、専門医を受診し、定期検査を受けましょう。



助成を受けることができるのは？



助成対象の費用は？



○以下の要件に該当する方

- ・神奈川県内に住民票がある
- ・健康保険等の公的医療保険に加入している
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- ・定期検査を肝臓専門医療機関で受診
- ・世帯全員の市町村民税の所得割額235,000円未満、または非課税世帯
- ・申請の際に、陽性者フォローアップ事業への同意をしている
- ・肝炎治療受給者証の交付を受けていない



- 定期検査を受けた際の医療費の自己負担分のうち、**自己負担上限額※1**を超えた金額（保険適用分）です。
- 助成回数は、1年度（4月～翌年3月）につき2回までです。
- 対象項目は、初診料、再診料、ウイルス性疾患指導料、検査料（血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、画像検査）で、**厚生労働省で定めた項目※2**となります。なお、証明書料は助成対象とはなりません。



所得制限があります。
検査前に助成要件に合致するか確認してください。

※1 自己負担額一覧

区 分	自己負担額 (1回につき)	
	慢性肝炎	肝硬変 肝がん
世帯の市町村民税（所得割）課税年額が、235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

※2 助成対象検査項目

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
超音波検査	断層撮影法（胸腹部）	



定期検査を受診する前に確認してください。

- ☐ 定期検査を受診する医療機関は、神奈川県または東京都が指定する肝臓専門医療機関ですか。
- ☐ B型肝炎のみ、またはC型肝炎のみ対応している肝臓専門医療機関もありますので、事前に連絡をして定期検査が可能か確認してください。
- ☐ 証明書料は、助成対象外となります。

肝臓専門医療機関リスト



手続きの方法は？



受診

神奈川県または東京都が指定の肝臓専門医療機関で定期検査を受診

自己負担額決定の根拠となる、世帯の市町村民税所得割額の合計額について、条件が合致すれば特例があります。詳しくはお問い合わせください。

必要書類

- ①申請書
(※ 神奈川県ウイルス性肝炎患者等の検査費助成申請書兼請求書)
- ②「肝臓手帳」の医師が証明した病態(慢性肝炎、肝硬変、肝がん)が確認できるページの写しまたは医師の診断書(※)
- ③世帯全員を証明する住民票(マイナンバー記載のないもの)
- ④世帯全員の市町村民税課税等を証明するもの(課税(非課税)証明書等)
- ⑤受診した定期検査に係る領収証
- ⑥受診した定期検査に係る診療明細書

申請

申請書類(①～⑥)を神奈川県がん・疾病対策課肝疾患担当あて郵送等で提出

送付先

(※) 様式類は、神奈川県ホームページ「検査費助成制度について」
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f7029/p1034831.html>)
または神奈川県がん・疾病対策課へ郵送請求してください。

申請書類送付先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県 健康医療局 保健医療部
がん・疾病対策課 肝疾患担当あて

お問い合わせ先



045-210-4795

神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 肝疾患担当まで